

王安石新法の研究

東 一 夫 著

東京大学
教授 芸

東 一 夫 著

王安石新法の研究

風 間 書 房

王安石新法の研究

定価 九、六〇〇円

著者 東 一 夫

発行者 風間 歳次郎

印刷者 萩 森 匡

発 行 所

株式会社
風 間 書 房

101 東京都千代田区神田神保町一の三四

電話 (二五) 五七二九番

振替 東京 一八五三番

昭和 45 年 4 月 25 日 印刷
昭和 45 年 4 月 30 日 発行



(帝国整版・有朋製本)

緒言

宋代は政治・経済・社会の構造から學術・思想等の性格に至るまで、中國史上重大なる轉換期に當っている。即ち政治形態では官僚制中央集権的君主独裁制が樹立された。經濟面では貨幣經濟が都市・商人階層のみならず、鄉村・農民階層に至るまで相當程度に滲透したと考えられる。社会面では佃戸制・大土地所有制の擴大進展、これと表裏をなす鄉村社会の分解作用が顯著になった。また學術・思想の面では傳統的文化・慣習に対する批判的精神と科學的研究思潮が勃興した。

これらの中で鄉村における貨幣經濟の滲透と社会面における大土地所有制の發達は、王安石新法の性格を考察する上から特に重大な意味をもっている。即ち宋朝の官僚制中央集権的政治体制は主としてこれらの要素を基盤として成立されたに拘わらず、現實の諸施策はこれらの基盤を効果的に調整することができなかった。これに北方民族からの絶えざる圧迫も加わり、これらが関連しあつて財政の破綻を招來し、これはまた鄉村農民の生活を極度に貧困化せしめた。宋朝としては最も泰平を謳歌した仁宗朝においてさえ、既に政治と經濟・社会的条件との惡循環により、王朝覆滅の危期に頻していた。王安石は斯る環境裡に登場した革新政治家である。

王安石の新法に対しては彼の在世當時から今日に至るまで極めて多彩な評價が加えられてきた。それらを大別するならば、清朝末期まで継続した傳統的評価と、その後に見われた新評價の二大潮流がある。前者は旧体制下の中國に

おける大土地所有者階層から浴びせられたもので、王安石を中國史上最惡の政治家と見做す酷評である。後者は中國が新体制への脱皮を始めた頃から現われたもので、彼の政策に社會主義的性格を認めようとする新評價である。現代中國における評価はこの流れに属してはいるが、然し専ら唯物主義的階級史觀に立脚して新評價を更に嚴重に分析批判するもので、假りにこれを再評価と呼稱した。その大要は次の通りである。即ち時には王安石を唯物主義者と捉える論者もあるが、大局的には彼の新法にかなりの革新性を認めるものの、結局は「下から盛り上った力」に支えられたものでもなく、また社會体制の根本的変革を意圖したものでなかったという理由で、王安石は眞の科學的社會主義者ではあり得ないとするのが主流をなしている。これらの評価を通じて、現体制下の中國と過去の中國との間に何等かの内面的関連性を求め、現体制を導き出す可能性が過去の中國民族に存在したことを発見しようとする民族意識が感じ取られなくもない。それはともあれ、王安石は諸々の評者が生存した「現代」との間に濃厚な接着点を内包した政治家であつたことを想わせる。

私は斯る性格を具える王安石にかなり早くから関心を寄せてきた。本書も大學卒業に際して試みた「方田均税法の研究」なる論文と、その後發表した幾つかの研究を基調にしたものである。最近に至り王安石新法の考察には、鄉村における貨幣經濟の滲透度を無視しては解釈し得ない面が嚴存すること、新法の企画樹立に當つた制置三司條例司の性格究明が不可欠なる分野であること、更に新法を指導した王安石自身の教養・人格等を調査することも基礎的課題であること等に思を致し、斯くてまた新しく稿を起した。これらを素材として構成したものが本書である。

本書の構成上特に意を用いた点は次の諸点である。即ち王安石新法の解釈は單に現代的視野乃至要請のみに立脚す

ることなく、彼が生存した時期の一般的政治意識、經濟、社会構造の具体的・客觀的分析、これらに対する王安石の認識如何の点を究明すること、視野を個々の新法の目的乃至は性格のみに集中することなく、広く諸新法間における有機的綜合的關連性の発見に拡張したこと等である。その理由はこれらの配慮を怠る時、王安石に対する評価はともすれば一面的公式的に流れる危險性を藏しているからである。また他の留意点として王安石が吸収した教養と、これに導かれる彼の人世觀・世界觀の描寫にもかなりの紙数を割いた。これはある時期における政治の特質は、過去に遡れば遡る程政權指導者の人格に左右される傾向が強いことに鑑みたからである。以上の諸留意点は從來の研究には極めて稀薄であるか或いは殆んど配慮されなかつた点である。

王安石の新法に關しては各分野において既に先學の手になる勝れた労作があり、本書がこれらに貴重な啓示を受けたことはいふまでもない。この点、諸先學に対し衷心より謝意を表するものである。然し時に見解を異にする点もあることと忌憚なき御叱正・御教導を賜りたい。また本書の英文による目次並びに要約は Prescott B. Wintersteen, Jr. 氏の特別な厚意になるものであり、深甚の謝意を表したい。更に校正並びに索引作製には村野孝子・大石文子兩氏の助力を煩わしたことが、本書の刊行は風間書房社長風間歳次郎氏の御支援と編集部川田寛子氏の御協力に預つたことを記して謝意を表したく、最後に本書は昭和四十四年度、文部省科学研究費補助金（研究成果刊行費）の交付を受けたことを附記したい。

なお、本書は旧体漢字で統一すべきであつたが、現在の印刷事情によりやむなく当用漢字を流用したところもあるので讀者の御諒察を頂きたい。

緒言

一九七〇年三月二十七日

東京鷹宮の寓居にて

東

四

一夫

目次

緒言

序説 王安石研究史と王安石評価の変遷……………一

序論……………一

第一章 傳統的酷評と其の基盤……………三

序言……………三

第一節 熙豊年間における王安石評価……………三

第一項 司馬光の王安石観……………三

第二項 呂誨の王安石観……………四

第三項 其の他の王安石評……………五

第二節 周禮藉口論と其の系譜……………五

第一項 周禮藉口論の意味……………五

第二項 四庫全書總目提要の周禮藉口論……………六

第三項 朱子の周禮藉口論……………七

第四項 北宋朝の周禮藉口論……………八

第三節 王安石評価の発生基盤……………九

第一項 儒学の派閥的対立……………九

第二項	官僚の地域間的対立	二〇
第三項	社会階層的利害関係の対立	二三
第四節	傳統的酷評定着の歴史的背景と其の後の王安石評価	二五
第一項	廢后孟氏と南宋政權の性格	二五
第二項	神宗實錄の纂修と王安石酷評の定着	二七
第三項	其の後における王安石評価	二九
第二章	社会主義的性格を認めんとする新評価	二四
序言		二四
第一節	新評価の出発	二四
第二項	蔡上翔の王安石辨護	二四
第二項	梁啓超の新評価	二六
第二節	現代中国における再評価	二九
第一項	薛農山・呂振翔の再評価	二九
第二項	中共政權下の王安石評	三〇
第三項	諸外国における王安石評価	三三
第三章	日本における王安石研究史——頼山陽を中心にして——	三六
序言		三六
第一節	頼山陽の著述に見られる政治理念と王安石との類似点	三七
第一項	頼山陽の著述	三七

第二項	王安石政論との類似	二〇
第三項	両者の類似点と社会的背景	二一
第二節	頼山陽の王安石評価	二二
第一項	頼山陽の王安石文学評	二三
第二項	頼山陽の王安石評に見られる神宗・王安石の混在	二四
第三項	頼山陽の王安石評と典拠	二五
第四項	頼山陽の性格と王安石評	二六
結語		二七
附一	藤原通憲と王安石	二八
附二	吉田宇之助著「王安石」	二九
第一編	王安石登場の政治・社会・経済的背景	三〇
序論		三一
第一章	官僚制中央集権的君主獨裁制の再建と宋神宗論	三二
序言		三三
第一節	宋朝政治形態の変遷	三六
第一項	官僚制君主獨裁制の樹立	三八
第二項	官僚制中央集権的君主獨裁制の破綻	四二
第二節	宋神宗論	四五

第一項	北宋諸帝と神宗との比較……………	五
第二項	神宗の生活環境と政治性格との関連……………	七
第三項	神宗の理想と政治理念の性格……………	一〇
第四項	保甲法における神宗の指導性……………	一七
結語	……………	二八
第二章	宋代鄉村における貨幣經濟……………	二三
序言	……………	二三
第一節	賞錢・賑恤等による鄉村への貨幣流入……………	二五
第一項	賞錢としての鄉村流入……………	二五
第二項	賑恤による鄉村流入……………	二八
第二節	賃金・商品生産による鄉村への貨幣流入……………	三〇
序	……………	三〇
第一項	賃金労働による鄉村への貨幣流入……………	三〇
第二項	商品農耕生産と貨幣流入……………	三三
第三節	通貨政策と鄉村の貨幣經濟……………	三九
序	……………	三九
第一項	宋朝通貨政策の必要性……………	四〇
第二項	江南の通貨政策と鄉村の貨幣經濟……………	四三
第三項	蜀地区の通貨政策と鄉村の貨幣經濟……………	四三

第四項	陝西河東地区の通貨政策と鄉村の貨幣經濟……………	二四〇
第四節	宋代以前の税制における錢納の有無……………	二七七
第一項	宋代における錢納否定論……………	二七〇
第二項	兩税制以前の中國税制史における錢納の事實……………	二四二
第三項	唐朝兩税法における錢納……………	二四三
第四項	五代兩税法における錢納……………	二四四
第五節	宋代兩税法の錢納と鄉村の貨幣經濟……………	二四七
序	……………	二四七
第一項	宋代財政の規模と錢納の必然性……………	二四八
第二項	兩税制における本色錢の錢納……………	二五一
第三項	折納における錢納……………	二五五
第四項	日本における錢納の否定論と肯定論……………	二五九
結語	……………	二六
第三章	宋代の戸等問題と鄉村社會の解体……………	二七
序言	……………	二七
第一節	宋代戸等制の變遷……………	二七
第一項	戸等制の沿革……………	二七
第二項	国初の五等級時代……………	二七
第三項	九等級分等時代……………	二七

第四項	第二次五等級分等時代	一六
第五項	戸等数動搖時代	一七
第六項	坊郭戸の戸等数と客戸	一八
第二節	宋代の戸等と民生	一五
序		一五
第一項	差役法と戸等	一五
第二項	兩税制における支移・折變・道里脚錢と民生	一六
第三項	市糶法と民生	一六
第四項	常平・義倉・賑恤等と戸等	一六
結語		一六
第三節	戸等の定立法 (一) 手續き	二三
序		二三
第一項	三處隔在法	二四
第二項	新法時代の改正と手實法	二五
第四節	戸等の定立法 (二) 定立の基礎	二七
序		二七
第一項	戸等定立の基礎の種類	二八
第二項	産業	二九
第三項	物力	三〇
第四項	税錢	三一

結語	三六
第五節 鄉村社会の解体	三九
序	三九
第一項 農民窮乏の諸原因	四〇
第二項 鄉村社会の解体	四二
第三項 王倫の賊	四七
結語	四八
第二編 王安石新法の研究——各論	六一
序論	六一
第一章 制置三司條例司の研究	六四
序言	六四
第一節 制置三司條例司の創立	六六
第一項 神宗の對外積極意欲と本司の創立	六六
第二項 官制一般の改革と本司の創立	七〇
第三項 理財機關の更張と本司の創立	七三
第二節 制置三司條例司の機構と人的構成	七六
第一項 首領	七六
第二項 檢詳文字官（檢詳條例官）	七八

第三項	相度利害官	三〇一
第四項	提舉常平倉農田水利差役官	三〇五
第三節	王安石政權の外型的特質と王安石の用人基準	三〇四
序		三〇四
第一項	制置三司條例司人の一覽	三〇五
第二項	制置三司條例司人の地域性	三〇一
第三項	制置三司條例司人の選用以前における王安石との關係	三〇一
第四項	制置三司條例司人の年齢	三〇三
第五項	制置三司條例司人の類型的評價	三〇四
第六項	王安石の條例司人選用基準	三〇六
第四節	新法党内の対人關係と王安石政權の性格	三〇七
序		三〇七
第一項	王安石と呂惠卿	三〇八
第二項	呂惠卿と曾布	三〇八
第五節	王安石の用人論	三〇七
序		三〇七
第一項	王安石の肉親と新法	三〇七
第二項	王安石の姻戚と新法	三〇七
第三項	王安石の血縁者登用と用心	三〇五
第四項	王安石の一般的用人基準と王安石政權の性格	三〇七

結語	三六
第二章 農田水利政策附均輸法と生産性の向上	三六
序言	三六
第一節 農田水利政策の樹立	三六
第一項 農田水利政策の発足	三六
第二項 農田水利政策の諸目的	三八
第三項 農田利害條約の解説	四〇
第四項 農田利害條約の特色と附則	四二
第二節 黄河の水利開発	四三
序	四三
第一項 黄河開發の目的と問題点	四四
第二項 二股河開發方策についての論争	四八
第三項 二股河開發工事と新器具の登場	五一
第三節 汴河の開發	五一
第一項 汴河開發の意義	五一
第二項 汴河沿岸の農田開發(淤田)	五二
第三項 漕運的見地による汴河の開發	五三
第四節 其の他の河北諸水	五三
序	五三

第一項	洛河・蔡河と漕運……………	四七
第二項	廣濟河と漕運……………	四九
第三項	金水河・白溝河・京畿溝渠・鄧許諸渠等……………	五三
第四項	漳河・漳沱河と淤田……………	五四
第五項	御河と漕運……………	五五
第六項	塘漿縁邊諸水と国防並びに淤田……………	五七
第七項	其の他の河水と淤田造成……………	六〇
第八項	黄河水系地帯の灌漑による農田開発……………	六三
第九項	黄河水系地帯の淤田造成……………	六七
第十項	農田水利開発と生産性の向上……………	七〇
第五節	東南諸水の開修……………	七三
序	……………	七三
第一項	熙豊年間における東南諸水開修の概観……………	七三
第二項	漕運的見地に立つ開修工事……………	八四
第三項	農田開発の爲の水利開修と東南地域の農田水利開修の特色……………	八八
結語	……………	九六
第二章	附 均輸法と理財……………	五一
序言	……………	五一
第一節	均輸法の成立……………	五三